

議案第 3 2 号

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

上記議案を提出します。

平成 2 8 年 6 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）の施行に伴い条例改正の必要が生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 8 年 3 月 3 1 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求めるもの。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「520,000円」を「540,000円」に、同条第3項ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第21条中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第2号中「260,000円」を「265,000円」に、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の長与町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成28年 3月31日

長与町長 吉 田 慎 一